

## 補助金についての留意事項

- ・職場環境改善等経費（いわゆる 3 階部分）について、職場環境改善全般の取組を対象とした経費が対象となるわけではありません。「研修費」、「介護助手等の募集経費」となっています。「その他の経費」につきましても、補助金の支給要件を満たすために行う取組に係る会議費やコンサルティング費用等が対象となります。
- ・「介護助手等の募集経費」につきまして、介護職員の募集経費として使用することはできませんので、ご注意ください。
- ・本補助金（介護分野の賃上げ・職場環境改善支援事業）と昨年度に実施している介護人材確保・職場環境改善等事業では、職場環境改善等経費として使用できる補助金額に違いがあります。本補助金では、補助金額全体の内的一部分のみ（サービス毎に異なる。いわゆる 3 階部分）が職場環境改善等経費に使用することができます。交付決定金額を実績報告書の別紙様式 3-2 に入力していただくと、具体的な金額が分かります。